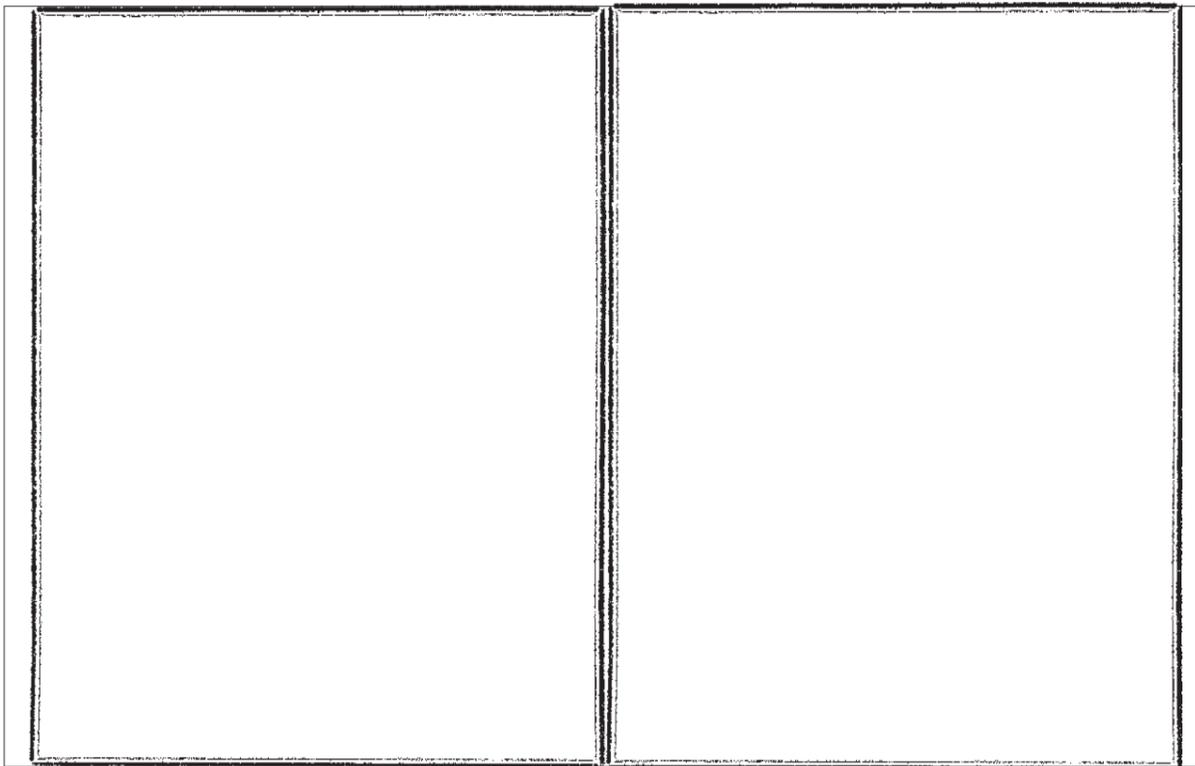
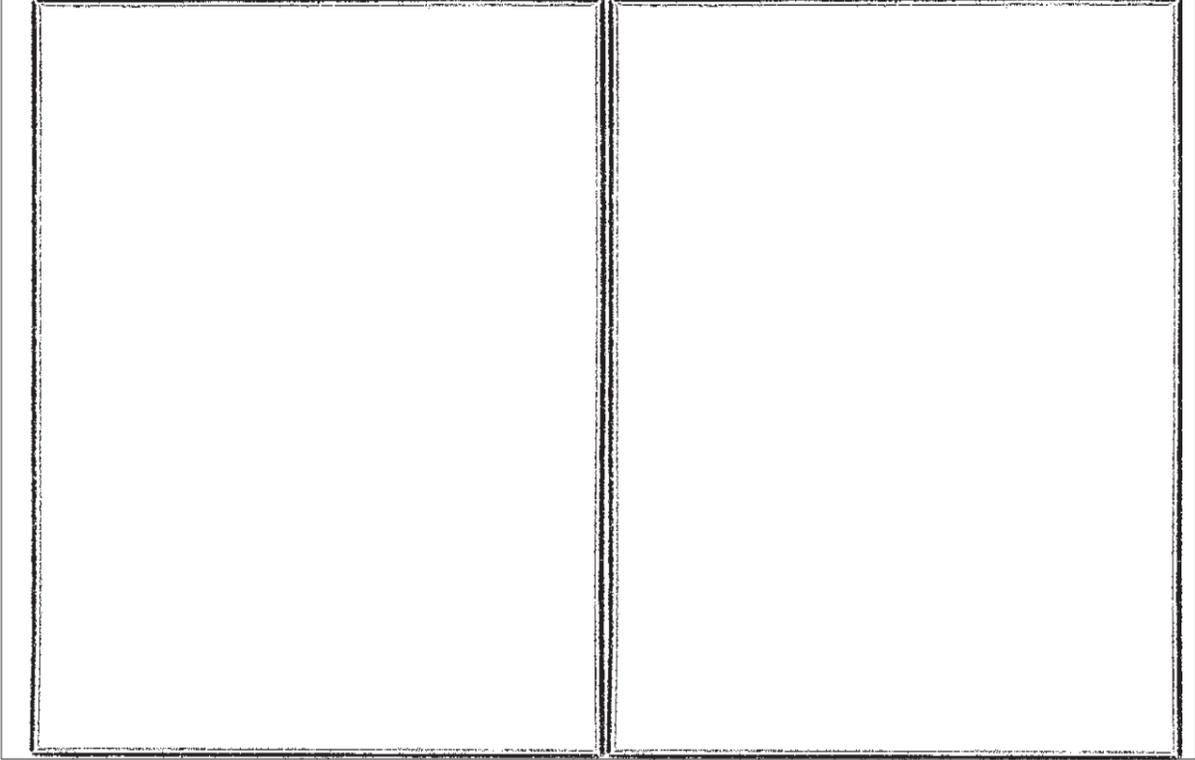


議事錄第貳號

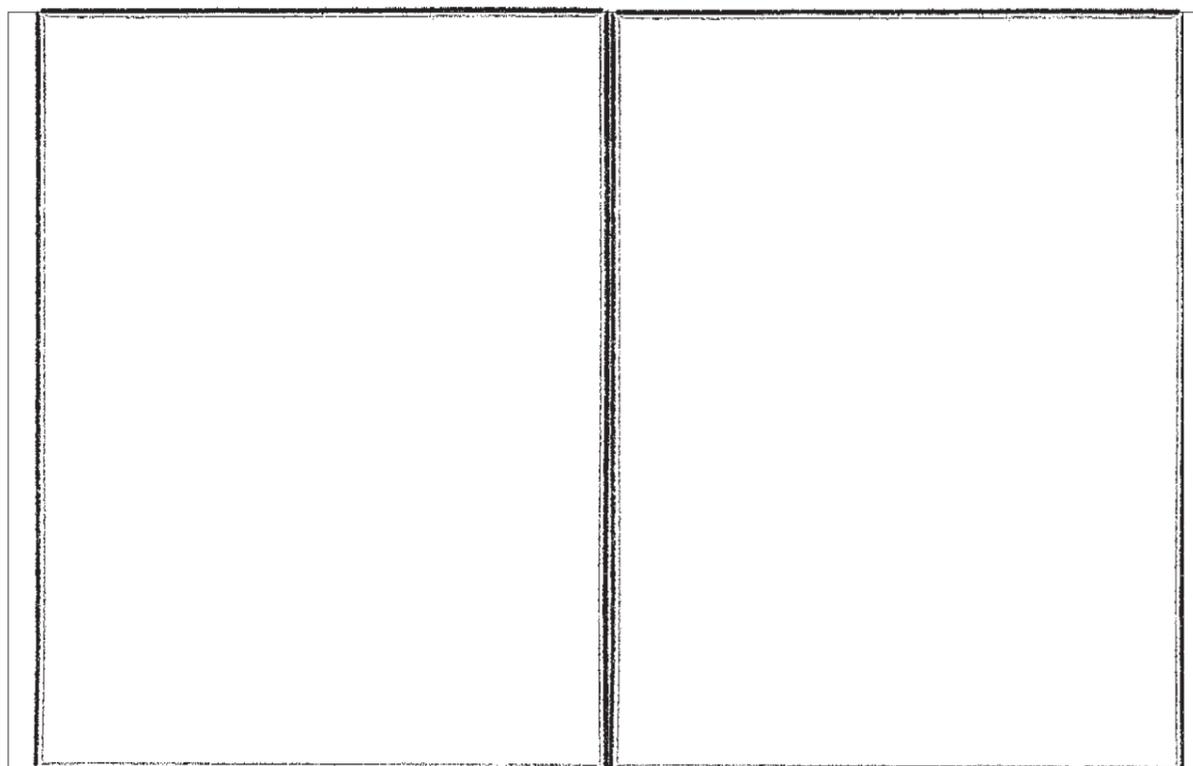
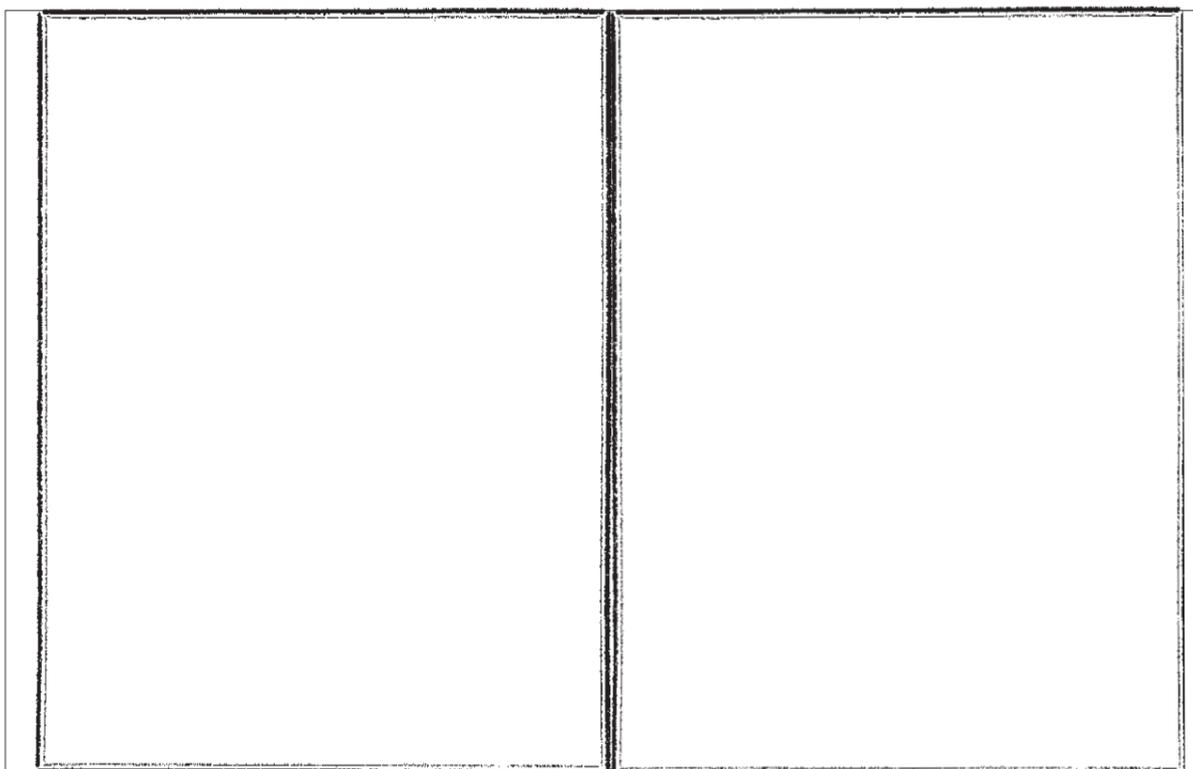
明治四十一年第一臨時民會議事錄

天津居留民團



| (一) | | (二) | |
|---------------------|----|-----|--|
| 議事録 目次 | | | |
| 第一回 | | | |
| 一、小幡總領事代理告辞 | 一 | | |
| 二、營業課金規則案 | 三 | | |
| 三、取得課金規則改正案 | 三 | | |
| 四、豫算科目變更の件(緊急協議) | 一六 | | |
| 五、領事館令改正に付領事館へ上申の件 | 一六 | | |
| 六、碼頭規則中改正案 | 一七 | | |
| 七、日本租界公設市場規則 | 一八 | | |
| 八、天津尋常高等小學校職員旅費支給規則 | 一九 | | |
| 九、天津尋常高等小學校職員給與規則 | 一九 | | |
| 第二回 | | | |
| 一、協議會 | 二〇 | | |
| 二、行政委員補欠並豫備行政委員選舉 | 二四 | | |
| 三、民會議長選舉 | 三〇 | | |
| 四、前民會議長へ謝意表彰の件 | 三二 | | |
| 五、本會議の成績 | 三三 | | |
| 六、小幡總領事代理閉會の辭 | 三四 | | |
| 附 録 (決議事項) | | | |
| 一、營業課金規則 | 三五 | | |
| 二、取得課金規則 | 三六 | | |
| 三、領事館令改正に付領事館へ上申の件 | 三九 | | |
| 四、碼頭規則中改正 | 三九 | | |
| 五、日本租界公設市場規則 | 三九 | | |
| 六、天津尋常高等小學校職員旅費支給規則 | 四〇 | | |
| 七、天津尋常高等小學校職員給與規則 | 四三 | | |
| 八、前民會議長へ謝意表彰の件 | 四四 | | |
| 以上 | | | |
| 目次 終 | | | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|



明治四十一年第一臨時民會議事録

七月十六日 會場 日本俱樂部

午後八時五十分開會議員の出席者八十一名

小幡總領事代理

小幡總領事代理 本日臨時民會を招集し第一回を開くに付て暑中と言ひ殊に又繁忙なる業務に從事せらるる諸君の斯く多數出席せられたるは我が天津自治團行政の爲めに最も可き現象なりと認む實は今春通常民會を開會せし際出席者少數の爲めに一日流會となりし事ありしに依り今回も或は流會に立ち至ることなきやを慮りしに幸に斯く定數の出席者を見ることを得たるは洵に喜ばしき次第なり併しなから餘名あり然るに本夕の出席者は僅に三分の一に足りたるに依り自治行政上マダ多數の議員諸君に向つて奮勵を希望する點なきにしもあらざるなり併し同招集せる臨時民會は天津尋常高等小學校教員旅費支給規則其他六個の議案を討議する爲め行政委員より至急本會の招集を請求し來りしを以て本領事は之を必要と認め茲に本會を招集せし次第にして諸君も既に承知せらるることならんが天津尋常高等小學校職員旅費支給規則及全職員旅費支給規則は本年五月本民團立天津尋常高等小學校が文部省の指定學校として認定せられたる結果提出したるものにして此の二規則の發布は最も急を要するを以て充分審議の上速に本民團の規則として發布せられん事を

(一)

望む次に營業課金規則改正案、碼頭規則改正案、日本租界公設市場規則案、領事館令改正に關する上申の件等は何れも行政委員會に於て改正又は新に制定の必要ありと認め茲に本會に提出せしものは是亦十分審議を盡し以て天津居留民團全体の利害の爲め完全なる規則を制定せられん事を希望して止まず尙此外に行政委員五名補欠並に豫備行政委員五名の選舉あり回顧すれば本日迄の間に僅に三四個月前に選舉せられたる行政委員十名並に豫備行政委員五名の中に多數の欠員を生じ今夕茲に此等の行政委員並に豫備行政委員の選舉を議事日程に上すに至りたるに就ては一言諸君に警告するの必要あり行政委員及豫備行政委員の辭任者中には歸朝其他已むを得ざる事情ありと認むるものあれば左程重大なる理由ありと認むる能はざるものあり來年三月開會せらるる第二次の通常民會迄は僅に七八個月を剩すに過ぎざるに既に三個月間は忠實に職責を盡し乍ら今に及んで辭任せらるるは甚だ遺憾とする所にして自治團行政の發展上より云ふも實に憂慮すべき問題なり若し不幸にして此の事情が將來尙繼續せんには即ち天津居留民は自治行政執行の能力なきものと認めらるるに至るやも計り難く而して監督官は自治制度の撤回を政府に上申するの止むを得ざるに至るやも未だ知る可らず尤も斯の如き形勢は獨り天津のみならず各地共に多少見るところなりと雖も甚だ好ましからざる現象と云はざる可らず本領事は民團の諸君と共に出來得る限り此の尊重すべき自治行政の執行に努力し一は以て天津自治團行政の基礎を固くし一は以て帝國の海外に於ける勢力を増進せんとす故に向後新に補欠選舉せらる可き行政委員並に豫備行政委員

(二)

諸君は斯くして辭任の申出なからんことを切望して止まざるなり茲に今夕臨時民會の開會に當り一言希望を述べ(拍手)

米田 議長 是より本日の議事日程に入らん

議事日程

- 第一 營業課金規則案
 - 第二 取得課金規則改正案
 - 第三 領事館令改正に付領事館へ上申の件
 - 第四 碼頭規則改正案
 - 第五 日本租界公設市場規則案
 - 第六 天津尋常高等小學校職員旅費支給規則案
 - 第七 天津尋常高等小學校教員給與規則案
 - 第八 行政委員五名補欠並に豫備行政委員五名選舉案
- 米田 議長 議事日程第一營業課金規則案は元の取得課金規則より分れたるものなれば便宜上第一、第二を併せて議題とせん提出の理由は友成委員より説明ある可し友成 委員 營業課金規則並に取得課金規則は行政委員會に於て調査決定し本會に提出したるものにて本員も之に關係したる緣故により本規則の編成順序並精神を簡單に説明せん從來本居留民團の課金は取得課金一あるのみにて之を各種狀態の居留民に賦課して民團の財源となせり抑も取得課金は他の課金手数料等と大に趣を異にし居留民の參政權に關係を有するものなるを以て一層慎重なる調査を要する次第

(三)

なるが今春の民會に於て制定せられたる現行法は不便不備なる点少からず現行法は或る一定の體給により衣食せるものに適用するには便利なるも營業者に適用するには甚だ不便なり營業者の取得は規則上總收益中より必要經費を控除せるもの云々とあれども之が精確なる調査をなすことは頗る困難にして一定の職業に従事せる傍ら自治に參與せる行政委員の能く爲し得る所にあらず又當地の如き主として商業家より成れる居留民團に於ては商業の消長盛衰によりて直に民團の財源に影響せるを以て從て豫算の編成にも亦甚だ困難を覺ゆ故に此際取得課金規則と營業課金規則とを並び行ふことの必要を認めたり取得課金は一定の収入(俸給等)に依り賦課するものなれば其の調査素より容易なり營業課金も純益の如何を問はず營業規模の大小を以て賦課の標準とせば實行上甚しき不便なくして行はるゝならんと信ず而して其課金率は本民團の經濟に必要なりとの理由を以て一概に定めたるにあらず佛蘭西其他外國租界の例を參照して之を定めたるのみならず取得課金を負擔するものは營業課金の負擔を免れ又營業課金を負擔するものは取得課金負擔の義務なきものとせり之を要するに新規則は取得課金に就ては現行法第五條の如き特別の規定を省くことの外多少の改正を加へたるのみにて只課金規則第二條中に「千五百弗以上」の一階級を設け「二千弗以上十八弗」を「二千弗以上十六弗」としたるは低下の割合を或る率に從つて一律にしたるに過ぎず尤も斯くすれば議員資格に異動を來すべきも是は次の日程にある領事館令改正案の件に依り領事館令の毎月課金一弗五十仙以上を納むる者であるを毎月一弗以上と改正することを得ば餘り問題とならざる可し又營業

(四)

(五)

課金は具体的の標準を求むること頗る困難にて純益、資本、建物等によりて之を定むることは其正確を期し難きにより主として營業振の大小によることとし佛國天津居留地の例に仿ひて課金の階級を定めたり

鈴木敬親君 改正案に新に民團地域内に居住せる者に對する課金の規定なきは如何

友成 委員 新に民團地域内に居住したるものも營業課金及取得課金を賦課せらるること勿論にて現行規則には新に民團地域内に居住したるものは租界局に届出をなすの義務を規定せるも今回領事館令により此等の新業者は領事館に届出の義務を生じたるを以て民團條例には之を削除したるに過ぎず故に民團は直接に届出を受けずとも領事館への届出に依りて充分調査することを得可し殊に之に對して何等の制裁規定を設くることも事實上届出をなすもの甚だ稀にして民團は之に對して何等の制裁を如ふること能はざれば條例に此の規定を設くるの必要なし

米田 議長 本案の大体に就て質問なければ直に第二讀會に移らん(異議なし)

米田 議長 然らば本案の第二讀會を開く……第一條……(異議なし)……然らば可決と認む……次は第二條

安川雄之助君 本議案は既に一週前前に各議員に配付しあるを以て各自元分の研究ありたるものと思ふす別に異議なければ第二讀會の省略を望む

鈴木敬親君 安川君に反對す第二讀會を省略するは甚だ輕率なり之れに就ては諸君の意見も承り度く又本員の意見も陳述し度し兎に角僅に三ヶ月前に制定せられたる規則を改正する迄必要に迫られたる本案ならば充分の研究を遂げんことを望む本員

(六)

は尙質問あり取得課金規則改正案追加第九條に外國人及清國人の法人を除外せる立法の主旨如何

米田 議長 只今は逐條審議の場合なるが兎に角外國人及清國人の法人は悉く營業者にして營業課金を納むるものなるにつき取得課金規則中に之を除外したるなり

小幡勇治君 鈴木君に贊成

米田 議長 然らば第二條

小幡勇治君 營業課金の標準を承りたり

米田 議長 友成君の説明の如く佛租界の營業課金規則を參照して之れを標準としたり

鈴木敬親君 本員は佛租界の營業課金規則に就ては一向不案内なり全体届出の標準は何を以て定むるや建物は資本の如きものを標準とするや届出の雛形又は細則の如きものありや

米田 議長 別に細則の設けなし行政委員は營業者の届出を調査し其届出者の店舗の大小、資本、營業振等を參照して決定するものなり

鈴木敬親君 了解せり

小幡勇治君 課金の標準に付て説明ありたるも尙不明なり佛國營業課金の標準は門戸の大小、店舗所在の道路の廣狭によりて定められたるものなりや

米田 議長 只今言ふ所の標準とは課金の割合と御承知ありたり

小幡勇治君 佛租界營業課金調査の大体を承り度し

(七)

米田 議長 佛租界は七等級に分れ最高課金百十兩最低額六兩なり

友成 委員 營業課金と取得課金とは其性質大に異り第二の場合には年取得を標準とするが故に下に限度あるも上に限度なし又第一の場合には現に營業に従事せる人を九等に當て符めたるなり而して其等級即ち當て符の方は營業の大小によりて之を決するものにて營業の大小は資本の大小、營業振、取引及營業處の規模等を標準となす

小幡勇治君 どの位のものを一等とせらるゝや其の標準を示されし旭街に店舗を有するものと櫻小路に在るものとを比較するに其資本額は同一なるも其等級は異なるや道路の如きも標準の一部なるべきや

友成 委員 營業に關係ある事は結て標準の幾部分をなす

西本茂吉君 本員は小幡君及び鈴木君と同感なり第二條の等級別も可なり又た課金率の不同なるも不可なし然れども標準決定せざれば第三條の意見を申告するに頗る不便を感ず可し營業課金負擔義務者は毎年十一月三十日迄に自己の次年度課金に付意見を申告す可しとは第三條の規定する處なるも課金負擔義務者は其標準不明なるが爲めに自己の等級を定むるに困難を感じ強ひて適當の等級に居らんと欲せば他の營業者間に之を問ひ質すより外に策なきは行政委員會又は民會に於て此等營業者の營業振により等級を決定する場合には標準は左迄必要ならざらんも自ら其等級を申告する以上は最も其標準を知るの必要あり自己の意見を決定するが爲めに營業者間を應訪するが如きは業務繁多なる營業者の堪ふる處にあらざる本員は此點に向つて提出者の充分なる説明を望む

(八)

友成 委員 課金に對する自己の意見申告云々に就て只今小幡君及西本君の質問ありたるを以て今一應説明せん取得課金の第四條と營業課金の第三條とを文字の上に參照せられんことを希望す第四條の取得課金負擔義務者は十一月三十日迄に一ヶ年の取得高を租界局に届出つ可しとあるは畢竟するに第一級の課金を負擔すると云ふ意味なり又營業課金規則中の届出は自ら自己の等級を決定することは困難はるが故に凡そ何等に属するかを決定すべき營業上の事項を自ら届出せしむるなり本案に自己届出の法を採らざる理由は豫め營業振、資本の大小等各種の調査材料を知ることには等級を定むる上に非常なる便益あればなり換言すれば單に意見を聞き度き爲めなり決して自ら自己の等級を決定するものと誤解す可らず取引の如何資本の大小等を按じて之が割合を定むるは總て行政委員の任務に属す各人は隨意に直ちに自己の等級を決定し得るものにあらず

西本茂吉君 本員は益々了解し苦しみなり第三條に自己の次年度課金等級に付云々とあるにあらざるや故に是非とも何等に属するやを届出せざる可らず只今の説明中等級の文字を除けば意義明白なるも然らざれば了解し難し

安川雄之助君 本員は原案贊成者として意見を陳述せん本員は第二條の課金の等級及標準等に就き當時行政委員の一人として此議案の起草に參與せしものなれば其の材料の一部を述べて諸君の參考に供せん實際營業課金は課金中最も困難なる問題なり資本を標準とせんか不可なり何となれば數千萬圓の大資本を有する會社と雖も天津に於ける其支店は其の資本の幾部を使用し居れるや不明にして却つて資本なくし

(九) 米田 議長 議事の進行を計、爲め二條、三條を一纏めとして議題とせん
小松林藏君 等級の文字「自己の營業年度に關する課金の等級に付き」改正すは如何
西木茂吉君 二條と三條とは相關連せるが故に一括して議題とし第三條の「等級」の文字を營業狀態と改むれば差支なし此の等級の文字さへ除けば本員は更に原案の不可を認めず
米田 議長 議事の進行を計、爲め二條、三條を一纏めとして議題とせん
小松林藏君 等級の文字「自己の營業年度に關する課金の等級に付き」改正すは如何

(一〇) 西村 博君 情況により自身等級を決定するは困難なる事情あれば行政委員の設置に一任する方よろしからん然れば一々申告の煩を避くる事を得可し
山下竹三郎君 一寸第二條に質問あり本條の但書に行政委員は此の申告を調査し申告なきものに對しては其認定により營業課金負擔額を決定す云々あり是は申告せざることば認定し申告するものも調査の上不審なれば認定す云ふ意味なりや
友成 委員 課金等級は決定の順序として申告あれば之を調査して決定し申告なければ認定により決定す
菊池季吉君 「等級」なる文字に付て頗る異論ある様なり依て之を修正して「次年度課金に付き」となせば意味明白ならん
西村 博君 本員は第三條全体を改めて「行政委員は營業課金率を決定す」との修正説を提出す
小松林藏君 原案を修正せずとも行政委員に於て參考の爲め内規を定むればよろしからん
沖田介次郎君 等級なる文字に就て頗る議論あるも本員は等級なる文字を残し置くも一向差支なしと信ず何とせば但書の意味を考ふるに此の申告は等級を決定する一の調査材料たるに過ぎず行政委員は申告の如何に拘らず隨意に等級を決定するを得ればなり故に原案の通過を望む
小松林藏君 諸君も行政委員も石の事情を含み置かば宜しからん
米田 議長 原案の解釋に就て色々疑問ある様なれば小松君の希望の如く一の内規

(一一) 米田 議長 第四條は取得課金規則と關連せるを以て後題し、次に第五條米田 議長 別に異議なければ第六條に移す(異議なし)米田 議長 然らば可決と認めれば是より取得課金改正案の逐條審議に移す
小松林藏君 課金を改正すれば豫算を變更せざる可らずと思ふが如何
米田 議長 取得課金改正案第一條(異議なし)異議なければ第二條に移らん
内田兼吉君 第二條に規定せる取得課金の率も營業課金の如く佛租界の法に仿へるものなりや
友成 委員 營業課金は佛租界の規則を參酌せるも取得課金の制は佛租界にも英租界にもなし之は最初より我民間に於て施行し取り取り取得課金規則に改正を加へたるものなり
内田兼吉君 取得課金の率は之れを營業課金の率に比して高き様に思はる計算の基礎夫れん、異なれば之を一概に云ふこと能はざるも大畧兩者の權衡を保つこと必要なり今度領事館令改正の上申により領事館令第一號第一條中「中會議員資格を」毎月課金一弗五十仙以上を納むる者」とあるを「毎月一弗以上」に改正せられたる曉には八分率を六分率に引き下ぐるも二千弗の年取得あるものは従前の通り矢張り議員の資格を有することとなる可し又八分率を六分率に引き下げたりとも民間經濟に影響する所は僅に二割五分位の減少に過ぎざるを以て民間經濟の許す限り取得課金の賦課率を低下せられんことを望む
友成 委員 内田君は取得課金率を營業課金率に比して高しこの説なれども決して

(一二) 米田 議長 小松君の修正説は共に成規の賛成者ありと認む此向説を綜合すれば第三條中「申告を調査し」とあるを「申告を査定し」と修正することゝなるなり別に異議なきや(異議なし)然らば第二條は原案第三條は修正通り可決す
山下竹三郎君 調査を査定と改むべし(賛成)米田 議長 小松君の修正説は共に成規の賛成者ありと認む此向説を綜合すれば第三條中「申告を調査し」とあるを「申告を査定し」と修正することゝなるなり別に異議なきや(異議なし)然らば第二條は原案第三條は修正通り可決す
米田 議長 小松君の修正説は共に成規の賛成者ありと認む此向説を綜合すれば第三條中「申告を調査し」とあるを「申告を査定し」と修正することゝなるなり別に異議なきや(異議なし)然らば第二條は原案第三條は修正通り可決す
米田 議長 小松君の修正説は共に成規の賛成者ありと認む此向説を綜合すれば第三條中「申告を調査し」とあるを「申告を査定し」と修正することゝなるなり別に異議なきや(異議なし)然らば第二條は原案第三條は修正通り可決す

然らず商業は常に利益あるものにあらざる時損失を招く事あり然るに營業課金は損失の場合と雖も決して免除せらる可きものにあらず故に營業課金は一見取得課金率に比して低きが如くなるも兩者の情態を仔細に觀察すれば兩者適當の割合を保てるを知る可し

内田兼吉君 營業の損益は毎會計年度に於て決定するものなれば其都度課金の等級を變更し得れども月給取の如きものは其の取得一定せる爲め常に過重の負擔に苦まざる可らず

小幡勇治君 内田君の説に賛成

米田 議長 内田君の説に賛成者なきや

菊池季吉君 原案に賛成、内田、小幡兩君の説は一應尤もなれども茲に一ツ困難なるは此の規則は營業課金規則と同じく十月一日より施行する等につき營業課金規則既に可決せられたるに拘らず取得課金の収入豫算の減少を見る可き率に改正せば今年度の歳計に關係し之れが爲めに豫算を變更せんことは容易の業にあらず故に次の民會に改正案を提出することとして如何如上の理由により本員は原案に賛成す

内田兼吉君 菊池君の云ふが如く明治四十一年十月一日より施行すと云ふ附則が本條を左右するやの嫌あれば寧ろ附則を改めて明年四月一日より施行すとせば可ならん

(四一)

米田 議長 修正案に賛成者なければ原案可決と認め異議なきや(異議なし) 次は第二條(異議なし)原案可決 次は第四條

米田 議長 第四條第二項中の「調査」を「營業課金の例に依り之れを」(査定)と改めん(異議なし)

菊池季吉君 毎年度に過去の事なりや將又未來の事なりや尙届出期日の十一月三十日は少し早からずや

米田 議長 約り本年の情態を以て來年度を豫測せば可なり又届出期日を十一月卅日迄としたるは行政委員は夫れく自己の職業を有し専ら此等の調査に従事すること能はざるを以て調査の日を並に豫算編成の日を見積り斯く多少の餘裕を付したるなり

小幡勇治君 十一月三十日は餘り早きを以て之れを一月三十一日と改むべし斯くすれば取扱ひにも頗る便利ならん

米田 議長 課金負擔者中往々一ヶ月以上も届出を怠るものあり殊に甚しきは遂に届出をなさざるものありさうして酷なる事も出ざる故期日に多少の餘裕を置き成る可く穩かに等級を定の豫算を決定せんが爲めなり

西本茂吉君 然らば寧ろ期日を定めざるを可とす思ふに行政の要は勵行にあり勵行せざるが故に斯く懈怠者を生ずるなり

山下竹三郎君 一ヶ年の取得高は本年の分なりや又は明年の分なりや

米田 議長 來年度の分なり例へば月給額ならば本年度の月給額を以て來年度の取

(五一)

得を豫算して届出づるなり 小幡林藏君 つまり前年度の取得額を豫算として届出づることなれん

米田 議長 届出の時期は原案通りにて可なりや

菊池季吉君 前年度の豫算を基礎とせば可なることゆるる豫算の編成には左程手間取ることなからん依て此の届出の期日を今少し遅くするも差支なしと思ふ

米田 議長 然らば之れに關する修正案を提出せられたし別に異議なければ原案可決と認む本條は營業課金規則第四條に關連す(異議なし) 次は第四條

藤田詰郎君 前にも陳述せる如く此と該は異なる差異あり本條第二項の場合「該」の字を使用するを正當とす文字を誤用せり如きは他の租界民團に對しても甚だ面白からざることなり是非改正せられたし

小幡林藏君 此は俗にして該とすれば雅なりが如し大差なければ之を改むるも差支らからん(笑聲起)

西村 博君 「其」と改めては如何(賛成々々)

米田 議長 西村君の修正に異議なければ可決と認む(異議なし) 同様の場合ゆるる營業課金規則第三條「此」も「其」と改む(異議なし) 次は第五條(異議なし) 原案可決 次は第六條(異議なし) 原案可決 次は第七條(異議なし) 原案可決 次は第八條(異議なし) 原案可決 此第五條乃至第八條は營業課金規則第四條に關連せり(異議なし) 次は第九條(異議なし) 原案可決 次は附則(異議なし) 原案可決

(六一)

鈴木敬親君 先に幾廻も述べたりたる營業課金規則第四條は如何になりたりや

米田 議長 取得課金規則修正案遂に審議の際に於て營業課金規則第四條に關連せる條項を注意し併せて可決せられたり

鈴木敬親君 略別異議あるにあらざるも少しく條文に修正を加へたし其修正は「取得課金規則第三條第五項乃至第八條の規定は本規則に適用す」と云ふに在り

米田 議長 鈴木君の修正説に異議なきや(賛成)

米田 議長 多數の賛成ありて認め鈴木君の修正通り可決

米田 議長 營業課金規則を十月一日より實施するに就ては豫算科目を追加せざるべからず依て此際先づ問題として之を討議して如何

友成 貞君 是は左程困難のことにあらず豫算高は其儘とし収入豫算第一款民間課金「取得課金」とある「取得課金及營業課金」に修正せば即ち可なり

米田 議長 友成君の説に就て賛成を表せられたし(賛成)の聲大に起る多數の賛成者ありて認め友成君の修正案通り豫算の科目を追加す

米田 議長 議事日程を變更し直ちに營業課金規則及取得課金規則修正案の第三讀會を開きては如何(異議なし) 然らば直に第三讀會を開く 第二讀會決定の通り異議なきや(異議なし) 然らば二案共可決確定す

米田 議長 日程第三讀會令改正に付領事館へ上申の件

友成 委員 營業課金及取得課金の時に説明せる外別に理由なり要するに改正課金規則中毎日課金一兩五十仙即ち年十八兩の等級を設くること困難にて之を省きたら

結果取戻課金及び營業課金とも年二十四弗以上の負擔者にあらずれば議員の資格なしとするは現在議員資格の有せる人は此の改正の爲め多く資格を失ふこととなるに依り之を一掃と改正せよと云ふ(賛成)

鈴木敬親君 讀會を省略して直に採決せられたし(賛成)

米田 議長 別に異議なければ讀會を省略して本案を可決確定す(異議なし)

安川雄之助君 本員は實例に依り聊か本案改正の理由を説明すべし元々登簿噸數二千噸の船舶に材木を積載するときは二千五百噸を日本租界に陸揚することを待べし此處合符規則に依れば硫泊料二十弗陸揚料五十弗(噸二仙五厘)合計七十弗を納入せば可なりしも現在の規則に依れば硫泊料四十五弗(ライター一隻に付五弗、九艘)陸揚料百參拾弗(噸五仙)合計壹百七十五弗を納入せざるべからざるなり

米田 議長 然らば本案を確定す

米田 議長 議事日程第七小學校職員給與規則是亦異議なければ議事の進行を計るが爲め一括して問題とし且つ讀會を省略す可し(異議なし)

鈴木敬親君 第二條の但書に依れば本條の場合に限り金壹圓を銀壹圓とすことあり他の場合は總て日本金なりや又は行政委員會に於て隨意に之を定むるや

米田 議長 第六條の教員にして給與宿舍に居住せざるもの云々並に自己の便宜により給與の宿舍以外に居住する者云々の意味如何

米田 議長 給與すべき宿舍なく已むを得ず外泊せしむる教員には宿舍料を支給するも自己の勝手に宿舍以外に住所せる教員には宿舍料を支給せずと云ふ意味なり

鈴木敬親君 第六條に前條の給與するの外宿舍料を支給すことあり第五條には宿舍用品並に雜品を給與する外更に宿舍料を支給することなるべし故に前條の給與をなすの外に「備品並に雜品を給與する外」と修正すべし(賛成)

米田 議長 賛成者多數と認め「備品並に雜品を給與する外」と修正す

藤田君 第二條教員の手當を降給の三分の二と修正すべし(不賛成と云ふものあり)

米田 議長 藤田君の修正説には賛成者なし

米田 議長 本案全部に就て異議なき(異議なし)然らば本案を確定す

米田 議長 引き續き議事日程第八に移り行政委員五名而欠並に豫備行政委員五名の選舉を行ふ事なりしが時已に深更に及びたるを以て來る十九日午後八時より開會し此の選舉を行ふべし本日は是にて散會

散會午後十一時十五分

七月十九日 會場 日本俱樂部

午後九時入場職員の出席若くは代表せらるるもの七十二名、小幡總領事代理臨席

協 議 會

小幡林藏君 本員は開會前に當り一寸意見を申述べ度きことあり諸君も御承知り如く今夕民會議長及行政委員の選舉ある筈なり民會議長は臨時民會の時一年に一回一週以内の役を勤むればよし故に目下の状態に於ては先づ來年の三月迄は議長と

(七一)

(八一)

(九一)

(〇二)

(一) しての勤務なるべしと思ふ勿論念の爲めに昨年三月民會迄の用意として議長を選挙し置くも宜しけれど本日新聞紙上に民會の議長として本員を指名しあり新聞紙の廣告は選挙に何等影響なからんも實は本員は昨年三月迄當地に在るや否や未定なり斯の如き永住の見込みなき者を候補者にする事は徒に手数を要するのみにて何の益する所なきを以て御参考迄に一寸御断り致し置く次第なり就ては此際諸君に御相談したきは民會議長候補者の一件にて新聞紙を見るに其候補者として本員のみならず親友安川君の名前もあり同君にして異存なければ至極適任者ならんと思ふ故に本員は双手を挙げて同君の候補者たることを希望す又行政委員の選挙に就ても本日の新聞紙上の候補者を見るに事實其の任に當ること能はざる事情あるもの兩三名あり此等の入々を選挙したりとも又更めて選挙するの必要を生じ徒に煩雜なる手数を費すのみなれば茲に本會議員會前に一の協議會を開き相當なる人を豫定し更に大多數にて正式に選挙することせば租界の体面上より云ふも大に可なるべし辭職に繼ぐに辭職を以てし選挙に繼ぐに選挙を以てするは甚だ面白からざるのみならず此際協議會を開きて候補者を定め大多數を以て選挙せば將來鞏固なる行政委員會を組織することを得可し依て一言感ずる所を述べ行政委員並に民會議長候補者選定の爲めに協議會を開かれんことを望む

(二) 安川雄之助君 本員も本日の新聞紙上に民會議長の候補者として推薦せられたり洵に光榮の至りにて喜んで御請を致し應分の盡力を致す可き苦難れども實は過日領事にも申告致し置きたる通り己むを得ざる事故ありて就任致し難し本日都合ありて

(二二)

欠席すべき苦難なりしも此の事情報告の爲め特に出席したる次第なれば是れ無しからず御諒承を乞ふ

小松林蔵君 諸君に於て腹案あらんも此處にて誰彼と指名するも練りの着き兼ねる事情ありし依て行政委員及豫備委員の選定委員を選挙し此等の委員より選定の理由に付て報告を聞き諸君に於て同感ならば一致して選挙せられんことを望む

沖田介次郎君 此處にて二三名の選挙代表者を擧ぐれば可ならん

小松林蔵君 今俄に候補者を選定すること出来ざれば一日か半日位は除却を置くも可なり

藤田語郎君 十五人位選定委員を出しては如何

沖田介次郎君 選定委員の意に適してはる丈の人を選挙する様にしては如何

藤田語郎君 其は選挙の神聖を破るものなり

小松林蔵君 左程理屈張つては面白からず

西本茂吉君 協議會の時期已に遅れたり候補者を選定し新聞紙に廣告するに付ては已に何處かに於て協議ありたりと聞けり此廣告中には法人も雜り居れり法人は自身行政委員となること能はざるものなり兎に角新聞紙に廣告する前に協議會を開かずして今や將に選挙の爲めに開會せんとするに際し此の協議會を開かんとするは選挙の精神に違反する所なきや又將來の惡例とはならずや若し協議會を開くとすれば二三日前に通知するの必要ありしと思ふ今や時已に遅し

小松林蔵君 株式會社に資格なしとは如何

(四二)

山下、鈴木の三君は民間出納検査員なる故事務の取扱上昨年三月迄は現職に止め置かれんことを希望す故に協議會を開かれざれば右の旨趣を含み置かれんことを望む

西本茂吉君 今や行政委員選挙の爲めに開會せんとするに際し此の協議會を開くは後日の惡例とならん

鈴木敬親君 責任なき有志者と言へる名義にて新聞紙上に本員等を候補者に推薦せられたるは不快の念に堪へず

米田 議長 協議會は繰りまざるものと認め是より本會議を開く

米田 議長 協程第八 行政委員補欠五名並に豫備行政委員五名の選挙

太田萬吉君 投票前に於て一寸勸諭を提出した凡そ選挙には匿名と記名とあり事實上選挙の神聖は記名法にあり新聞紙の報する所を見るに我居留地に何等かの暗流あるが如く察せらる依て法規の上に於て許さざれば致方なきも此際選挙の神聖を保つ爲めに匿名法を改めて記名法とせられんことを希望す

米田 議長 選挙の方法は領事館令第七條に匿名連記と規定せられ記名とすることには法規の許さざる處なり

米田 議長 是より行政委員補欠五名並に豫備行政委員五名の選挙を行ふべし投票用紙には被選挙者の姓名十名を列記せられたし其の順序により上の五名を行政委員とし下の五名を豫備行政委員とす投票時各名刺を持参せられて又代理の委任あるものは其名刺に自分の姓名と外何人と記され度し

(三二)

米田 議長 一寸御注意までに述べ置かん吉野君は今年秋頃歸朝せらるべく又菊池

西本茂吉君 全然資格なしとは云はず只會社は代表者を定めざれば不可なりと云ふ意味なり

西本茂吉君 當局者は行政委員及議員の移動に付て發表せられたるものなり通常民會の時は議員の姓名を發表せられたれども臨時民會の際には其發表なき爲め本員等は議員及行政委員の移動に付て少しも承知せず

米田 議長 議員の資格消滅したるものは一週間前已に夫れく本人に通知せ

西本茂吉君 本人に通知したるのみにては他人に知らせ

米田 議長 規則の示す所に従へるのみ

西本茂吉君 規則は兎も角實際甚だ不便なり

友成 貞君 議員名簿は一ヶ年据置の等にて資格を失へるものは只本人に通知するのみにて足

西本茂吉君 法律の不備なるは致方なれども其精神を云ふなり規則の不備なるは別として理屈上議員名簿は選挙前に縦覧せしむること當然ならん

菊池季吉君 行政委員及其他役員は協定など依らず單純に行はれたし若し常選者にして辭職するものあれば不都合なりとの懸念あれば臨時民會の開會せざる内領事の認可を經任し能はざる被選挙者あらば更に選挙を行へば可ならん新聞等に候補者の廣告を掲載するは甚だ不快なり又協議會の如きも面白からず至極簡單に選挙せられたし

(九二)

(三)

は此際後任議長の選挙を以ては御挨拶一言を述べ(拍手)
 小幡總領事代理 米田君は、同轉日歸朝に付民団議長の辞任を届出られたり故に
 取り敢へず後任議長を選挙する必要あり是より民団議長の選挙を行ふ爲の民団法施
 行規則により本日出席諸君の内最年長者鈴木敬親君を假議長、煩はさん(拍手)
 (鈴木敬親君議長席に着く)
 鈴木敬親君 本日は居留民団議長選挙につき一時假議長席に就く(拍手)
 西村 博君 緊急勸諭あり前任議長米田君は民団法施行以來非常なる熱心と精勵と
 を以て我民團の爲めに盡力せられたり我民團は米田君の爲めに感謝の辭を送らんと
 共に付て満場一致を以て可決せられんことを希望す
 鈴木假議長 西村君の勸諭は至極宜しきも、只今本議長の職務は議長の選挙のみに止
 まれば議長選挙後に於て更に提出せられ度し
 鈴木假議長 例により選挙立會人二名を依頼したし是に選挙すべきや又は指名すべ
 きや(指名す可しと呼ぶものを數)
 鈴木假議長 然らば菊池季吉、友成貞尚君を選挙立會人、指名す
 (菊池、友成両君立會)
 投票 票
 鈴木假議長 投票數を名刺數と合したるを以て是より開票す
 鈴木假議長 投票の結果を報告せん

五 票 加藤 定吉君 四 票 神谷佐兵衛君
 四 票 西本 茂吉君 四 票 松本 茂君
 三 票 中戸川忠二君 二 票 三浦 喜傳君
 二 票 船橋其兵衛君 一 票 平賀精次郎君
 一 票 桑田 與一君 一 票 榎村 保君
 一 票 三毛 藤吉君 一 票 山本唯三郎君
 一 票 眞水 英夫君 一 票 大阪商船株式會社
 (注意、投票數の累が總數より少きは連記定數十に満たざる投票ありしに因る)
 米田 議長 内田君、豊田君、小幡君、新庄君、田中君行政委員は川畑君、豊島君、市橋
 君、太田君、天野君豫備行政委員に當選せり(拍手)
 友成 貞君 此の内に投票の當然無効なるものあり之を除くべし、即ち天野君は警部
 なり官吏が行政委員たること能はざるは法文の明示するところなり
 鈴木敬親君 併し天野君警部を辭職せば差支ならん
 友成 貞君 本日は今晚天野君の代理人なり同君は決して官職を辭せず(笑聲起る)
 米田 議長 然らば次点者水野安介君を當選者とす
 米田 議長 是にて臨時民會に於ける豫定の議事日程は悉く議了せり本議長は近日
 出候歸朝すべきを以て只今民團議長の職を辭す願はば身不肖にして議長の重任に當
 り諸君の賛助と熱誠により通常民會及臨時民會二回とも無事に経過することを得た
 るは誠に光榮とすところなり歸國後も尙相續らば御交誼あらんことを希望す就て

(一三)

(一三)

投票總數 七十一枚
 内 安川雄之助君 十三票 鈴木 敬親君
 小松 林藏君 一 票 皆川 廣量君
 豊田 鏡吉君
 鈴木敬親君議長 総投票の過半數を得て安川雄之助君當選せり(拍手)假議長の任務之れ
 にて終了せり(拍手)
 鈴木敬親君議長席に復す
 安川雄之助君 安川君議長の任に就くことを斷らば本領事は少し、諸君は向
 つて語可きことあり去々十四日行政委員總會の席上に於て本領事は安川君と内
 約せしことあり……
 安川雄之助君 只今領事より説明ありしが實は少々簡陋の際領事に手を握られ言質
 を取られたるなり併し是非にこのことなれば謹んで御請す可し尤も御承知の通り本
 大に起る……
 小幡總領事代理 安川君議長の任に就くことを斷らば本領事は少し、諸君は向
 つて語可きことあり去々十四日行政委員總會の席上に於て本領事は安川君と内
 約せしことあり……
 安川雄之助君 只今領事より説明ありしが實は少々簡陋の際領事に手を握られ言質
 を取られたるなり併し是非にこのことなれば謹んで御請す可し尤も御承知の通り本
 大に起る……
 小幡總領事代理 安川君議長の任に就くことを斷らば本領事は少し、諸君は向
 つて語可きことあり去々十四日行政委員總會の席上に於て本領事は安川君と内
 約せしことあり……
 安川雄之助君 只今領事より説明ありしが實は少々簡陋の際領事に手を握られ言質
 を取られたるなり併し是非にこのことなれば謹んで御請す可し尤も御承知の通り本
 大に起る……

員は一商店の小僧にて議場整理の知識も経験もなければ果して能く此の重大なる職
 責を背負よく盡し得るや否や寒心の至りに堪はず只諸君の御助力に依り一回たりと
 も無事に通過するを得ば此れに過ぎたる幸なかるべし一寸就任の御挨拶まで(拍手)
 安川雄之助君議長席に着く
 西村 博君 先に假議長の時緊急勸諭として提出せし案を此際改めて提出す可し我
 民團の爲め行政委員の議長として將た民團議長として熱心に忠實に盡力せられたる
 米田俊徳君の今回歸朝せらるゝに付て今君に相當感謝の辭を述べると同時に何か紀
 念品を贈りたし但し其方法は今晚此處にて即決すること困難なれば之れを行政委
 員會に依頼せんことを欲す(賛聲起る)
 安川 議長 西村君の勸諭により前議長米田君に感謝状及紀念品を贈ること付て
 の賛否如何
 皆川廣量君 植木ならざることを希望す(笑聲起る)
 西本茂吉君 民團よりは民團議長として感謝状を贈り行政委員會よりは例により木
 蓋を贈りては如何
 安川 議長 只今のは民團議長に對してなるか行政委員會議長としてなるか
 西村 博君 公職に付ての功績を云ふものなれば茲には民團議長の場合を指す
 鈴木敬親君 此の如き問題は議論なきを可とす
 安川 議長 西村君の緊急勸諭に賛成の諸君は起立(會員起立)
 安川 議長 満場一致を以て可決せられたり

安川 議長 是にて悉く議事を終はりたるを以て其成績を報告す可し

(西村書記長朗讀)

明治四十一年第一臨時民會成績

明治四十一年第一臨時民會に於ける開期二日間の成績左の如し

一、會 議 二、回

二、決 議

- 一、營業課金規則案 (修正可決)
- 二、取得課金規則修正案 (修正可決)
- 三、領事館令改正に付領事館へ上申の件 (原案可決)
- 四、碼頭規則中修正案 (原案可決)
- 五、日本租界公設市場規則案 (修正可決)
- 六、天津尋常高等小學校職員旅費支給規則案 (原案可決)
- 七、天津尋常高等小學校職員給與規則案 (修正可決)
- 八、豫算科目變更の件 (原案可決)
- 九、前の民會議長米田俊徳君に謝意を表彰するの件 (原案可決)

三、撰 舉

一、行政委員補欠並に豫備行政委員撰舉

(三三)

(四三)

之を計上するに會議二、撰舉二、決議九、を修正可決四、原案可決五也

以 上

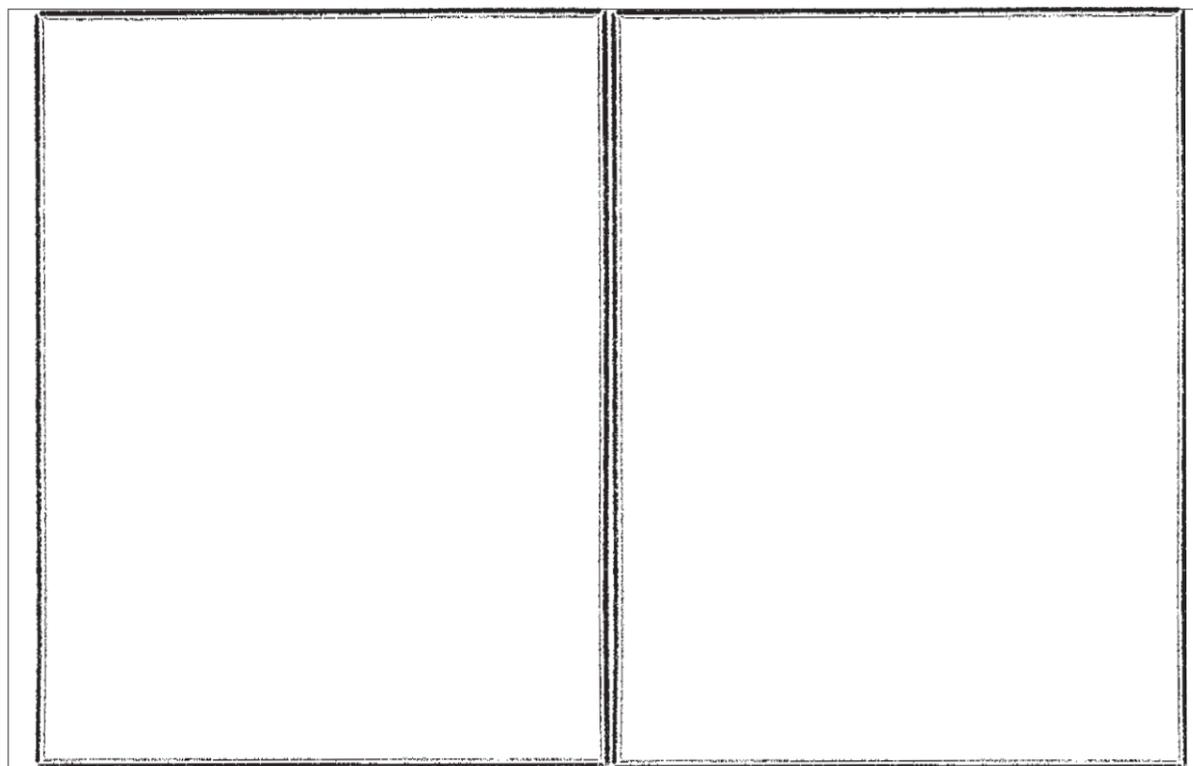
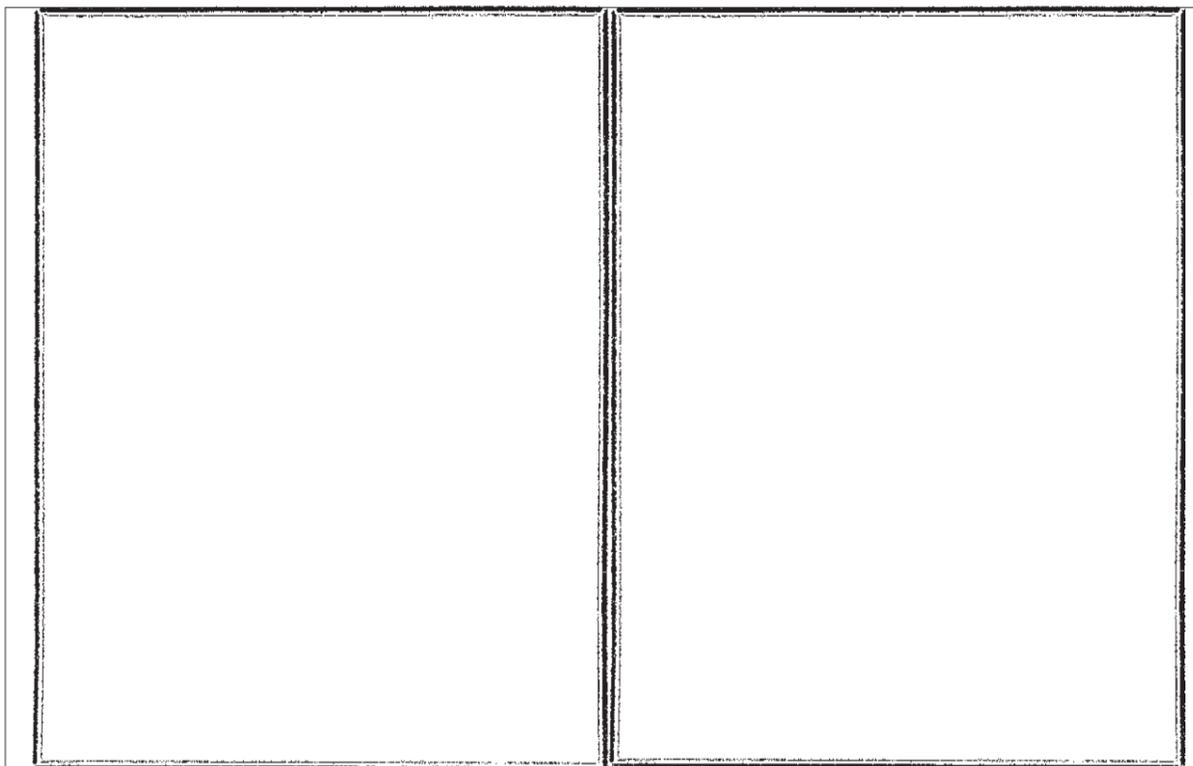
小幡總領事代理等壇

小幡總領事代理 臨時民會を閉會するに當り一言す可し今回の臨時民會開會の當日は海暑烈しく本日は又降雨の爲り泥濘を没する計りなるをも厭はず斯く議員諸君の多數出席せらるるは全く諸君が租界民團を思ふ熱誠の故に現象なりは諸君の誠意を諒する次第なり是に獨り天津居留民團の爲めに祝す可き現象なるのみならず又民會の設けある帝國の海外各地方に向つて大に誇り可き現象なり此の点に就いて本領事は民團の監督者として大いに諸君の勞を謝す次に米田俊徳君は舊民團の議長並に行政委員撰舉議長として非常なる熱心と誠實とを以て我民團の爲め大に功績の大なり。此は更本領事の聲を要せざる處なり同君が本日民會議長の職を去られたるに付て諸君は本領事と同様の満足をして同君の功勞を認められたるものと信ず又安川新議長は多數を以て當選し和氣満々の裡に就任せられたるは我民團の爲めに大に祝す可きことなり(拍手)尚くは是を以て將々の開會に於て一旦撰舉せられたるものは必ず辭退せられざらんことを望む意に開會を當り諸君退席の勞を謝す(拍手)

安川 議長 是れにて臨時民會を閉會す(拍手)

閉會午後十一時二十分

(議事録終)



明治四十一年臨時民會議事録附二

決議事項

明治四十一年臨時民會議事録に附して議決事項を記述す

(一) 警察委員会

第一條 本民衆の進歩に附随して警察又は警務所を設け、警務を掌るべきこととし、警務委員を以て之を掌らしむるべきこととし、其の職務は、本民衆の治安を維持し、犯罪を防止し、及び本民衆の利益を保護することとする。

第二條 警察委員は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第四條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第五條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第六條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第七條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第八條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第九條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十一條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十二條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十三條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十四條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十五條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十六條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十七條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十八條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第十九條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十一條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十二條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十三條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十四條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十五條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十六條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十七條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十八條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第二十九條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十一條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十二條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十三條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十四條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十五條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十六條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十七條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十八條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第三十九條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第四十條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第四十一條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第四十二條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第四十三條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第四十四條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

第四十五條 警察委員の職務は、委員五名を以て組織し、その任期は二年とする。

明治四十一年第一臨時民會議事録

外国人又居留人に準ずる

附 則

一、本規則は明治四十一年十月一日より施行す。

二、明治四十一年度以前に取得したる居留資格は既に決定せる居留資格と同一の扱いを享受すものとす。

三、明治四十一年四月一日現在に於ける居留資格は本規則施行の日より廢止す。

(二) 領事館令以上の領事館に準ずるもの

明治四十一年九月五日附令にて定めらるる領事館令第一條第一條中居留資格を毎月課金一圓五十仙以上を納むるものとす。毎月一圓以上に改正せられたることを上申す。

附 則

明治四十一年度以前に居留資格第一條第一條中居留資格を毎月課金一圓五十仙以上を納むるものとす。毎月一圓以上を納むるものとす。

日本租界公設市場規則

第一條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第二條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第三條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第四條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第五條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第六條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

(九三)

(九四)

附 則

明治二十年九月二十七日
勅令第三百二十三號

第一條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第二條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第三條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第四條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第五條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第六條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第七條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第八條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第九條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第十條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

(一〇)

附 則

明治二十年九月二十七日
勅令第三百二十三號

第一條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第二條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第三條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第四條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第五條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第六條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第七條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第八條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第九條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

第十條 日本租界公設市場は本規則を以て管理し、管理員を任命す。

| | |
|--|--------------|
| <p>二、官費支給す</p> <p>第十一條 旅行中私事の爲め費用を得て往路を過ぎたるものは往路の路程に應じ旅費を支給す</p> <p>第十二條 旅行中旅費官費非相若くは費用のものは前官費より本官相若くは費用相若くは旅費を支給す但し形勢特別又は懸賞に依り旅費のものは此限にあらず</p> <p>第十三條 第一、第二種懸賞に於て日費の計算方は旅中旅行は一日二百圓、水陸旅行は一日百圓、陸路旅行は一日十二圓とす但し懸賞の旅行期間とすは其旅費十二分の一を以て一日の旅行とし一日の旅費を十二時間とす但し懸賞上より生ずる一日未満の懸賞は一日として之を計算す</p> <p>(八) 天津尋常高等小學校校長給與規則</p> <p>第一條 本規則は天津尋常高等小學校校長に適用す</p> <p>第二條 校長には旅費と同額の支給す</p> <p>第三條 在職中職務の爲めに病休したる者は在職中の旅費に依り一日一圓以上三圓以下の旅費を支給す</p> <p>第四條 在職中特別功勞ありと認めたる校長には慰勞金を給す</p> <p>第五條 校長には宿舎備品並に雑品を給與す</p> <p>第六條 校長にして給與宿舎に同居せざるものには備品並に雑品の給與をなすの外宿舎料を支給す</p> <p>第七條 但し自己の便宜に依り給與の宿舎以外に住居する者は此限にあらず</p> <p>第八條 第三條第一號、第四條、第五條、第六條の金額は行政委員會之を定む</p> <p>附 則</p> <p>本規則は發布の日より施行す</p> <p>(八) 前民會議長へ謝意表彰の件</p> <p>前民會議長木田俊徳君に本民會より感謝狀並に紀念品を贈呈すること</p> <p>此事務を行政委員會に依頼すること</p> <p>以上</p> | <p>附 録 終</p> |
|--|--------------|

